令 和 7 年

12 月加賀市議会定例会議案

(追加分)

令和7年12月加賀市議会定例会議案（追加分）

－目　　次－

議案番号	件名	頁
議案第139号	令和7年度加賀市一般会計補正予算	別冊
議案第140号	令和7年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第141号	令和7年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第142号	令和7年度加賀市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第143号	令和7年度加賀山中温泉財産区特別会計補正予算	別冊
議案第144号	令和7年度加賀市水道事業会計補正予算	別冊
議案第145号	令和7年度加賀市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第146号	加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	1
議案第147号	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	3
議案第148号	加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	5
議案第149号	加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	7
議案第150号	加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	16
議案第151号	加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について	19

議 案 第 146号

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条　加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第6条第2項中「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第2条　加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 147号

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第2条　加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3　改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第 148号

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条　加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の172.5」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第2条　加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日

から施行する。

2　第1条の規定による改正後の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3　改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第 149号

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条　加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第18条第1項中「4,400円を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5

時間未満の場合は、その勤務1回につき、2,200円」を「4,700円を超えない範囲内において規則で定める額」に改め、同条第2項中「宿日直手当として、月の初日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額22,000円を、2分の1以下の場合にあっては月額11,000円」を「その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の60」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第20条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

第22条の2及び第22条の3中「とあるは」を「とあるのは」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	号給								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	

	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		

74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						

	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

第2条　加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住居手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第10条の4の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第10条の5　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける

号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2　第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3　第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4　前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

３　第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第25条の2第1項中「住居手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条　加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「新条例」を「給与条例」に

改める。

附則第3項及び第4項中「新条例」を「給与条例」に改める。

附則第5項中「新条例第19条」を「給与条例第10条の5、第19条」に、「新条例第20条第2項第1号」を「給与条例第20条第2項第1号」に改める。

附則第6項を次のように改める。

6　給与条例第4条第3項から第10項まで及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附則第7項中「新条例」を「給与条例」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の加賀市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加賀市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 150号

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第3条第4項中「第17条及び第18条」を「第18条及び第19条」に改める。

第34条を第36条とし、第31条から第33条までを2条ずつ繰り下げる。

第30条第2項中「第13条第2項及び第3項」を「第14条第2項及び第3項」に、「第30条第1項」を「第32条第1項」に改め、同条を第32条とする。

第29条第2項中「第13条第2項及び第3項」を「第14条第2項及び第3項」に、「第29条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を第31条とする。

第28条第2項中「第24条から第26条まで」を「第26条から第28条まで」に改め、同条を第30条とする。

第27条を第29条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第23条中「第27条」を「第29条」に改め、同条を第25条とする。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第22条　第2号職員の第2種初任給調整手当については、給与条例第10条の5の規定の例による。

第20条を第21条とし、第16条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第2項中「第11条第2項から第6項まで」を「第11条第2項から第7項まで」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第8条から第10条まで」を「第9条から第11条まで」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第11条第1号」を「第12条第1号」に改め、同条第2項中「第11条第2号」を「第12条第2号」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当に相当する報酬）

第6条　新たに採用された第1号職員の基本報酬の額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して任命権者が定める額を下回るときは、採用の日から任命権者が定める日までの間、第2種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 151 号

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月18日提出

加賀市長　山　田　利　明

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条　加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年加賀市条例第199号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第23条第3項において同じ。)」を加える。

第3条中「給料額」を「給料月額」に改める。

第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2　第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額及び第6条の2に規定する地域手当の額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮

して管理者が定める額を下回るものに対して、採用の日から管理者が定める日までの間、支給する。

第21条第2項中「一部」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に改める。

(加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「は、この条例による改正後の」を「については、」に改め、「(以下「新条例」という。)」を削り、「新条例の」を「同条例の」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第2条第3項の改正規定、第5条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

条例案件新旧対照表
（追加分）

令 和 7 年

12 月加賀市議会定例会

令和7年12月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表(追加分)

－目　　次－

件	名	頁
(議案第146号)	加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	1
(議案第147号)	加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	4
(議案第148号)	加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6
(議案第149号)	加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	8
(議案第150号)	加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	35
(議案第151号)	加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について	43

[第1条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
※第1条から第4条まで　略
（給与に関する特例）
第5条　特定任期付職員には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>392,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>440,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>492,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>555,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>634,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>740,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>864,000</td></tr>
</table>
※２・３　略
（給与条例の適用除外等）
第6条　※本文　略
２　給与条例第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、第20条第2項中「100分
</td>
<td>
※第1条から第4条まで　略
（給与に関する特例）
第5条　特定任期付職員には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>405,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>455,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>508,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>574,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>655,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>765,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>893,000</td></tr>
</table>
※２・３　略
（給与条例の適用除外等）
第6条　※本文　略
２　給与条例第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、第20条第2項中「100分
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

の105」とあるのは「100分の87.5」と＿＿＿

[第2条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第5条まで　略 （給与条例の適用除外等） 第6条　※本文　略 ２　給与条例第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の125　」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、第20条第2項中「100分の105　」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。 ※以下　略	※第1条から第5条まで　略 （給与条例の適用除外等） 第6条　※本文　略 ２　給与条例第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25　」と、第20条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75　」とする。 ※以下　略	

[第1条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第5条まで　略 （期末手当） 第6条　議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。 ※２　略 ※以下　略	※第1条から第5条まで　略 （期末手当） 第6条　議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。 ※２　略 ※以下　略	

[第2条関係]加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第5条まで　略 （期末手当） 第6条　議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。 ※２　略 ※以下　略	※第1条から第5条まで　略 （期末手当） 第6条　議長その他の議員で6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職するものに一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175　」とする。 ※２　略 ※以下　略	

[第1条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第3条まで　略 第4条　期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。 ※以下　略	※第1条から第3条まで　略 第4条　期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。 ※以下　略	

[第2条関係]加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第3条まで　略 第4条　期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。 ※以下　略	※第1条から第3条まで　略 第4条　期末手当の額は、特別職の職員の受けるべき給料月額にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じた額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175　」とする。 ※以下　略	

[第1条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第10条の4まで　略 （通勤手当） 第11条　※本文　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ※(1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円	※第1条から第10条の4まで　略 （通勤手当） 第11条　※本文　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ※(1)　略 (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円	

オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円	オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円
カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円	カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円
キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円	キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円
ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円	ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円
ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円	ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円
コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円	コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円
サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円	サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円
シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円	シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円
ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円	ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円
※(3)　略	※(3)　略
※３から７まで　略	※３から７まで　略
※第11条の2から第17条まで　略	※第11条の2から第17条まで　略
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第18条　宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を宿日直手当として支給する。ただし、	第18条　宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において規則で定める

勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、2,200円を宿日直手当として支給する。	額を宿日直手当として支給する。
2　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、宿日直手当として、月の初日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額22,000円を、2分の1以下の場合にあっては月額11,000円を支給する。	2　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。
※3　略	※3　略
※第18条の2　略	※第18条の2　略
（期末手当）	（期末手当）
第19条　※本文　略	第19条　※本文　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。
※(1)から(4)まで　略	※(1)から(4)まで　略

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、「100分の105」とあるのは「100分の60」と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿する。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
※４から６まで　略	※４から６まで　略
※第19条の2・第19条の3　略	※第19条の2・第19条の3　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条　※本文　略	第20条　※本文　略
２　※本文　略	２　※本文　略
（1）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの　基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に＿＿＿＿＿＿＿＿100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を乗じて得た額の総額	（1）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に＿＿＿＿＿＿＿＿100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を乗じて得た額の総額	（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額
※３から５まで　略	※３から５まで　略

※第21条・第22条　略

（武力攻撃災害等派遣手当）

第22条の2　前条第1項及び第2項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、前条第1項中「災害派遣手当」とあるは　、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）

第22条の3　第22条第1項及び第2項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、第22条第1項中「災害派遣手当」とあるは　、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

※第23条から第27条まで　略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分 ＼ 職務の級 ／ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

※第21条・第22条　略

（武力攻撃災害等派遣手当）

第22条の2　前条第1項及び第2項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、前条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「武力攻撃災害等派遣手当」と読み替えるものとする。

（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）

第22条の3　第22条第1項及び第2項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため本市に派遣された職員について準用する。この場合において、第22条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

※第23条から第27条まで　略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分 ＼ 職務の級 ／ 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

分									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	

分									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	

	0	0	0	0	0	0	0	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	

	0	0	0	0	0	0	0	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	

	0	0	0	0	0	0	0	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	

	0	0	0	0	0	0	0	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	

	0	0	0	0	0	0	0		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			

	0	0	0	0	0	0	0		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			

	0	0	0	0	0	0			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			

	0	0	0	0	0	0			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			

	0	0	0	0	0	0			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			

	0	0	0	0	0	0			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			

	0	0	0	0	0	0			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				

	0	0	0	0	0	0			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				

	0	0	0	0	0				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						

	0	0	0	0	0				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						

		0	0					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					

		0	0					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					

		0	0					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,00						

		0	0					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,40						

			0						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

			0						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。 ※以下　略	備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。 ※以下　略	

[第2条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条　略 （給料） 第2条　給料は、加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年加賀市条例第30号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当を含まないものとする。 ※２・３　略 ※第3条から第10条の4まで　略	※第1条　略 （給料） 第2条　給料は、加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年加賀市条例第30号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当を含まないものとする。 ※２・３　略 ※第3条から第10条の4まで　略 （第2種初任給調整手当） 第10条の5　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じ	

	て得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。
―	2　第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
―	3　第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
―	4　前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（通勤手当） 第11条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利	（通勤手当） 第11条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利

用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項 において「運賃等相当額」という。）

(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に　　定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員

用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）

(2)　前項第2号に掲げる職員　　支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員

に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	
ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員　2,000円	―	
イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円	―	
ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円	―	
エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円	―	
オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円	―	
カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円	―	
キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円	―	
ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円	―	
ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円	―	
コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円	―	
サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満であ	―	

る職員　32,300円	
シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円	
ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円	
※(3)　略	※(3)　略
	3　第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
	(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
	(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額
3　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	4　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び第2項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
4　通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月	5　通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給すること

の規則で定める日に支給する。	が困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。
5　※本文　略	6　※本文　略
6　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。	7　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。
7　※本文　略	8　※本文　略
※第11条の2から第18条の2まで　略	※第11条の2から第18条の2まで　略
(期末手当)	(期末手当)
第19条　※本文　略	第19条　※本文　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第20条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」という。)にあっては100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間内に育児短時間勤務の承認を受けた期間があるときは、育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得られる期間の2分の1の期間を除算するものとする。

※(1)から(4)まで　略	※(1)から(4)まで　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
※４から６まで　略	※４から６まで　略
※第19条の2・第19条の3　略	※第19条の2・第19条の3　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条　※本文　略	第20条　※本文　略
２　※本文　略	２　※本文　略
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

※３から５まで　略 ※第21条から第25条まで　略 （技能労務職員の給与の種類及び基準） 第25条の2　技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 ※２　略 ※以下　略	※３から５まで　略 ※第21条から第25条まで　略 （技能労務職員の給与の種類及び基準） 第25条の2　技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 ※２　略 ※以下　略	

[第3条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号)関係)

現行	改正後（案）	備考
（施行期日） 1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、この条例による改正後の加賀市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例　」という。)第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例　第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例　第4条第11項の規定を適用する。 4　暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務	（施行期日） 1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿加賀市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第4条第11項の規定を適用する。 4　暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務	

職員とみなして、新条例　第11条第2項及び第14条第5項の規定を適用する。	職員とみなして、給与条例第11条第2項及び第14条第5項の規定を適用する。	
5　暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第19条　　及び第20条の規定を適用する。この場合において、新条例第20条第2項第1号　中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号附則第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	5　暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第10条の5、第19条及び第20条の規定を適用する。この場合において、給与条例第20条第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号附則第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	
6　加賀市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第9条並びに新条例第4条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	6　給与条例第4条第3項から第10項まで及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	
7　新条例　附則第24項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。	7　給与条例附則第24項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。	

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条　略 （給与の種類） 第2条　前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 ※２　略 （報酬） 第3条　※本文　略 ※２・３　略 ４　前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合におけるその者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第17条及び第18条の規定を適用して得た額並びに加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号。以下「給与条例」という。)第10条の2の規定の例により計算して得た額の合計額とする。	※第1条　略 （給与の種類） 第2条　前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)にあっては給料、地域手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 ※２　略 （報酬） 第3条　※本文　略 ※２・３　略 ４　前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合におけるその者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第18条及び第19条の規定を適用して得た額並びに加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号。以下「給与条例」という。)第10条の2の規定の例により計算して得た額の合計額とする。	

※第4条・第5条　略 ― ―	※第4条・第5条　略 （第2種初任給調整手当に相当する報酬） 第6条　新たに採用された第1号職員の基本報酬の額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して任命権者が定める額を下回るときは、採用の日から任命権者が定める日までの間、第2種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。
（特殊勤務に係る報酬） 第6条　※本文　略	（特殊勤務に係る報酬） 第7条　※本文　略
（基本報酬の減額） 第7条　月額により報酬を定められている第1号職員が、当該第1号職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、勤務時間等条例第18条の規定により準用する勤務時間等条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。	（基本報酬の減額） 第8条　月額により報酬を定められている第1号職員が、当該第1号職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、勤務時間等条例第18条の規定により準用する勤務時間等条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。

2　日額により報酬を定められている第1号職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条第2号に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。	2　日額により報酬を定められている第1号職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条第2号に定める勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額する。
（時間外勤務に係る報酬）	（時間外勤務に係る報酬）
第8条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。	第9条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
※(1)・(2)　略	※(1)・(2)　略
2　前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給される	2　前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給される

ことなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。	ことなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
3　次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた第1号職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。	3　次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた第1号職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
※(1)・(2)　略	※(1)・(2)　略
(休日勤務に係る報酬)	(休日勤務に係る報酬)
第9条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。	第10条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。
※2　略	※2　略
(夜間勤務に係る報酬)	(夜間勤務に係る報酬)

第10条　※本文　略 （勤務1時間当たりの基本報酬の額） 第11条　※本文　略 ※(1)から(3)まで　略 （宿日直に係る報酬） 第12条　※本文　略 ２　前項に規定する勤務は、第8条から第10条までの勤務には含まれないものとする。 （第1号職員に係る期末手当） 第13条　※本文　略 ※２・３　略 （第1号職員に係る勤勉手当） 第14条　※本文　略 ※２　略 （通勤に係る費用弁償） 第15条　※本文　略 ２　通勤に係る費用の弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。 （公務のための旅行に係る費用弁償） 第16条　※本文　略	第11条　※本文　略 （勤務1時間当たりの基本報酬の額） 第12条　※本文　略 ※(1)から(3)まで　略 （宿日直に係る報酬） 第13条　※本文　略 ２　前項に規定する勤務は、第9条から第11条までの勤務には含まれないものとする。 （第1号職員に係る期末手当） 第14条　※本文　略 ※２・３　略 （第1号職員に係る勤勉手当） 第15条　※本文　略 ※２　略 （通勤に係る費用弁償） 第16条　※本文　略 ２　通勤に係る費用の弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第7項までの規定の例による。 （公務のための旅行に係る費用弁償） 第17条　※本文　略

※２　略	※２　略
（給料）	（給料）
第17条　※本文　略	第18条　※本文　略
（第2号職員の職務の級及び号給）	（第2号職員の職務の級及び号給）
第18条　※本文　略	第19条　※本文　略
※２・３　略	※２・３　略
（給料の支給）	（給料の支給）
第19条　※本文　略	第20条　※本文　略
（地域手当）	（地域手当）
第20条　※本文　略	第21条　※本文　略
―	（第2種初任給調整手当）
―	第22条　第2号職員の第2種初任給調整手当については、給与条例第10条の5の規定の例による。
（通勤手当）	（通勤手当）
第21条　※本文　略	第23条　※本文　略
（特殊勤務手当）	（特殊勤務手当）
第22条　※本文　略	第24条　※本文　略
（給与の減額）	（給与の減額）
第23条　第2号職員が、当該第2号職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当た	第25条　第2号職員が、当該第2号職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当た

りの給与額を減額する。 （時間外勤務手当） 第24条　※本文　略 （休日勤務手当） 第25条　※本文　略 （夜間勤務手当） 第26条　※本文　略 （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第27条　※本文　略 （宿日直手当） 第28条　※本文　略 ２　前項に規定する勤務は、第24条から第26条までの勤務には含まれないものとする。 （第2号職員に係る期末手当） 第29条　※本文　略 ２　任期の定めが6月に満たない第2号職員の期末手当については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第3項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「第1項」とあるのは「第29条第1項」と読み替えるものとする。 （第2号職員に係る勤勉手当）	りの給与額を減額する。 （時間外勤務手当） 第26条　※本文　略 （休日勤務手当） 第27条　※本文　略 （夜間勤務手当） 第28条　※本文　略 （勤務1時間当たりの給与額の算出） 第29条　※本文　略 （宿日直手当） 第30条　※本文　略 ２　前項に規定する勤務は、第26条から第28条までの勤務には含まれないものとする。 （第2号職員に係る期末手当） 第31条　※本文　略 ２　任期の定めが6月に満たない第2号職員の期末手当については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「前項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第3項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「第1項」とあるのは「第31条第1項」と読み替えるものとする。 （第2号職員に係る勤勉手当）

第30条　※本文　略 ２　任期の定めが6月に満たない第2号職員の勤勉手当については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「前項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第3項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。 （技能労務職員である会計年度任用職員の給与） 第31条　※本文　略 （特に必要と認める会計年度任用職員の給与等） 第32条　※本文　略 （口座振替による給与の支払等） 第33条　※本文　略 （委任） 第34条　※本文　略 ― ―	第32条　※本文　略 ２　任期の定めが6月に満たない第2号職員の勤勉手当については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「前項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第3項中「第1号職員」とあるのは「第2号職員」と、「第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。 （技能労務職員である会計年度任用職員の給与） 第33条　※本文　略 （特に必要と認める会計年度任用職員の給与等） 第34条　※本文　略 （口座振替による給与の支払等） 第35条　※本文　略 （委任） 第36条　※本文　略 附　則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	

[第1条関係]加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年加賀市条例第199号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条　略 （給与の種類） 第2条　※本文　略 ２　※本文　略 ３　手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当＿＿＿

（初任給調整手当） 第5条　初任給調整手当　は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 ― ※第6条から第20条まで　略 （給与の減額） 第21条　※本文　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部 を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（初任給調整手当） 第5条　第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 第5条の2　第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額及び第6条の2に規定する地域手当の額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して、採用の日から管理者が定める日までの間、支給する。 ※第6条から第20条まで　略 （給与の減額） 第21条　※本文　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

※以下　略	※以下　略	

[第2条関係]加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年加賀市条例第199号)新旧対照表(加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第37号)関係)

現行	改正後（案）	備考
（施行期日） 1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。 3　加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	（施行期日） 1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。 3　加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	